令和２年度
群馬県サービス管理責任者等基礎研修
実 施 要 領

１　研修目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ることを目的とする。

２　実施主体　群馬県

ただし、有限会社プログレ総合研究所に委託して実施します。

３　受講対象者

本研修の受講者は次の１及び２の要件を満たしている者とする。

１　群馬県内の指定障害福祉サービス事業所（開設予定含む）においてサービス管理責任者等として従事しようとする者であって次に掲げる区分に応じ、通算して下表に掲げる「研修受講実務経験年数」以上の実務経験を有する者

※今年度は新型コロナウィルス感染症の影響により、定員規模を縮小しているため、対象者は令和３年９月末までにサービス管理責任者等として配置する予定の受講者に限定させていただきます。（下表の「従事に必要な実務経験年数」に該当する者を優先）

業務	研修受講 実務経験年数	従事に必要な 実務経験年数
相談支援業務	３年	５年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援業務	６年	８年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる）	３年	５年
国家資格等による業務に３年（児童発達支援管理責任者の場合は５年）以上従事している者による相談支援業務又は直接支援業務	１年	３年

２　相談支援従事者初任者研修基礎課程【２日間】の修了者（修了見込を含む）もしくは平成１７年度以前に障害者ケアマネジメント初任者研修を修了している場合は「相談支援従事者初任者研修基礎課程【１日】」の修了者。

※令和２年度相談支援従事者初任者研修（基礎課程）をお申込みした方は、受講決定された後に本研修の申し込みをしてください。

【注意事項】

※本研修は、サービス管理責任者等に必要な実務経験から２年引いた年数から受講が可能なため、研修の受講要件とサービス管理責任者等として従事するための実務要件は異なります。実務要件についての詳細は、別紙「サービス管理責任者の要件となる実務経験について」及び「児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について」を御確認ください。

※他都道府県の事業者（開設予定含む）からの申し込みは受け付けておりません。

４　研修時期・定員等

講義（オンライン動画視聴）・演習（１日）を実施します。

内容	研修日	研修会場	定員
講義	令和２年１１月中に配信する動画を視聴 視聴後、レポートを提出することで受講確認 ※詳細は「１５　講義部分の動画配信について」を参照してください。		１６０名程度
演習 １日	令和２年１１月～令和３年１月のいずれか１日 （受講決定時にお知らせします。）	群馬県庁内会議室 （前橋市大手町１－１－１）	

５　研修内容

「サービス管理責任者等基礎研修」標準カリキュラムに基づき実施する。

６　受講料

４，０００円（研修資料代等　※実費相当分）

※　受講費用は、受講決定通知に同封する振込用紙にてお支払いしていただきます。
振込書の控えを「受講票」に貼り付け、研修初日に御提出ください。
詳しい支払い方法については、受講決定通知に同封します。

※　その他、動画視聴にかかる通信費や会場への交通費、食事代等は受講者側の負担となります。

７　受講申込方法

申込期限までに、**（１）郵送及び（２）電子メール**によりお申し込みください。

※（１）と（２）両方の申込が必要なので御注意ください。

※申込者が複数の場合は、所属法人で取りまとめのうえ、お申し込みください。

（１）郵送により、次の書類を提出する。

下記①から⑧の申込書類を、**朱書「サービス管理責任者等基礎研修申込書在中」と記載した角２封筒**に入れて郵送してください。

①受講申込提出書類チェック表（受講者１人につき１枚作成すること）
②受講申込書
③実務経験（見込）証明書【研修受講用】
④実務経験通算表（サービス管理責任者等研修用）
⑤資格証書等の写し（実務経験年数６年未満の方及び国家資格保有者は、必ず提出）
⑥相談支援従事者初任者研修等の修了証書の写し（受講予定者は受講決定通知の写し）
⑦名前を変更したことが分かる書類（該当者のみ）
⑧９４円切手を貼った返信用封筒［大きさ：長形３号１２cm×23.5cm］
（５名以上申し込む場合は、返信用封筒[大きさ：角形２号 24cm×33.2cm]
に２１０円切手を貼ること。）
※返信用封筒には、送付を希望する事業所住所及び申込担当者氏名等を明記すること。併せて、宛先に（様、御中等）を記載すること。

（２）電子メールにより「受講申込書」（エクセルファイル）のみを提出する。

※　「受講申込書」は**お一人ごとに作成**してください。シートの追加はしないでください。

※　エクセルファイルのまま（PDF は不可）送信してください。（電子メールで送付する際には、押印は不要です。）

※　電子メールの件名には、必ず「【サビ管等研修】」及び「法人名等」を記載してください。
記載例：【サビ管等研修】ぐんま会

※　ファイル名は「受講申込書（法人名　受講申込者氏名）」とし、法人名及び受講申込者氏名を付してください。　記載例：受講申込書（ぐんま会　前橋花子）

＜受講申込にあたっての留意事項＞

（１）「受講申込書」の空欄は、「該当事項なし」として処理しますので、記載漏れがないよう御留意ください。

（２）「受講申込書」に記載された受講者氏名及び生年月日により修了証書を作成しますので、本人に確認するなど誤りのないように記載してください。

８　申込期限

メール：令和２年９月２５日（金）までに送信完了
郵送：令和２年９月２５日（金）【 消印有効 】

※ 期限後に届いた申込書については、いかなる事情があっても受理しません。

９　申込先・問い合わせ先

◆ 申 込 先

【郵送あて先】
〒３７０－００４５　群馬県高崎市東町 70　イースト 70 ビル２階
有限会社プログレ総合研究所
群馬県障害福祉従事者等研修事業担当あて
【電子メールあて先】
Ｅ-mail ：taka@omiya-fukushi.co.jp

◆ 問い合わせ先

有限会社プログレ総合研究所
電話番号：０２７－３３０－２６９０
（平日９：００～１８：００）
ＦＡＸ　：０２７－３２７－０８０１
Ｅ-mail ：taka@omiya-fukushi.co.jp

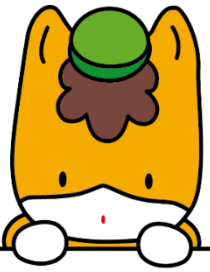

～注意～
申込先・問い合わせ先は
群馬県庁ではありません。

１０　受講者の決定

受講の可否については、委託先事業者から所属法人あてに令和２年１０月１９日（月）に発送します（予定）。

※ 申込者数が募集定員を超過した場合は、法人内優先順位等を勘案し、受講の可否を決定します。

※ 受講決定後の受講者及び日程の変更は原則認めません。

１１　修了証書の交付等

①サービス管理責任者等基礎研修の全課程を修了した者には、修了証書を交付します。

②修了者は、修了証書番号等を記録した群馬県研修の修了者名簿に登録します。

※ 原則として、修了証書の再発行は行わないので紛失しないよう留意のこと。

※ 本研修の修了証は、研修の受講を証明するものであり、サービス管理責任者等に必要な実務経験を有することを証明するものではありません。サービス管理責任者責任者等として

配置する際には指定権者に実務経験証明書の提出が必要になります。

※ 欠席者・遅刻者・早退者には修了証書の交付はありませんのでご注意ください。
また、途中まで受講した分の修了証書、受講証明書等の発行には応じられません。

※ 著しく受講態度が悪い方（私語、居眠り、その他周囲への迷惑行為等）は、修了とならない場合がありますのでご注意ください。

１２　受講取り消し

提出された受講申込書・実務経験証明書等に虚偽の申告が認められた場合等、悪質な状態と判断された場合は、直ちにその者の受講を取り消します。

１３　身体障害等により受講に際して配慮を申請する者

受講に際して特別の配慮を希望される者は、受講申込書の記載欄に必ずご記入頂き、早めの御連絡にご協力願います。なお、御要望内容によっては十分な対応ができない場合もありますので予め御承知願います。

１４　新型コロナウィルス感染症感染防止対策

本研修は、次の内容に同意をした上で申し込みをしてください。

（１）研修受講前から当日までの健康確認

次に掲げる項目に該当する方は研修への参加自粛を要請します。

- 発熱の症状（体温が 37．５度以上）がある方
- 咳、全身倦怠感等の感冒様症状や結膜炎、嗅覚障害、味覚障害の症状がある方
（咳やくしゃみを伴うぜんそくなど既往歴のある方は除く）
- 新型コロナウィルス感染症の陽性が確認された方との接触歴が２週間以内にある方

※演習は会場で実施するため、上記に該当する方は他の受講者への影響を鑑み、受講不可とします。この場合、来年度の優先受講対象として配慮します。

（２）入場受付時の健康確認

- 非接触式体温計を使用し、検温を行います。
- 別途送付する健康状態申告書を提出してください。（収集した個人情報は、他に利用及び提供することはありません）
- 受付に設置する手指消毒用アルコールを使用してください。

（３）研修受講時の感染防止対策

- 研修受講時は必ずマスクの着用をお願いします。（マスクは各自持参してください）

※感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への御協力

- 演習の参加者の中から感染者が出た場合は、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保するようお願いしますので、御協力ください。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに御協力ください。また、濃厚接触者となった場合には、最終接触から１４日間の自宅待機の要請が行われる可能性がありますので、御承知おきください。

１５　講義部分の動画配信について

〇受講方法

・講義の配信は、オンライン動画配信サービスを使用します。
・講義を視聴するための URL は、受講決定者に後日通知します。通知した URL にアクセスして、動画を視聴してください。
・講義資料を当該研修の委託先 HP に掲載しますので、各自でダウンロードしていただき、資料のご用意をお願い致します。
・講義は，受講決定時に通知する１１月中の期間内（１週間程度）に視聴をしてください。
・動画の視聴は所定の期間のみ可能ですので、視聴漏れがないよう留意してください。
・動画視聴後、レポートを提出することで受講の確認をします。

〇受講環境

・動画の視聴は、事業所または個人所有のコンピュータ、スマートフォン、タブレット等の動画の視聴ができる機器を御用意ください。
・Wi-Fi もしくは LAN ケーブルの有線接続環境下で視聴してください。通信量が非常に多いため、4G 等の携帯電話回線での接続の場合、利用制限がかかることや多額の通信費用が発生することがあります。（視聴にかかる通信費等は受講者側の負担となります）

１６　その他

〇平成３１年４月１日より、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者となるために必要な実務経験が、一部変更されました。実務要件については、「サービス管理責任者の要件となる実務経験について」及び「児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について」を御確認ください。

〇本研修をサービス管理責任者等として必要な務要件を満たして修了した場合は、経過措置として、実践研修修了者としてみなされます。（令和３年度末までの研修修了者のみ）

〇演習の事前課題については、受講決定者に対し、メールにて御案内いたします。各自印刷して演習の当日に持参してください。詳細はメールを確認願います。

＜群馬県及び委託先ホームページに申込書の様式を掲載しております＞

・群馬県
群馬県トップページ＞健康・福祉＞障害児・障害者＞研修案内・ボランティア募集等＞
令和２年度サービス管理責任者等基礎研修を開催します

・委託先
「プログレ総合研究所」または「大宮福祉カレッジ」で検索
大宮福祉カレッジＨＰ＞トップページ「群馬県令和２年度障害福祉従事者等研修」＞令和２年度サービス管理責任者等基礎研修

※大宮福祉カレッジ、高崎福祉カレッジ、藤仁館医療福祉カレッジは有限会社プログレ総合研究所の運営する学校名です。